二　混用率を示す数値に「以上」を付記して表示する場合は、マイナス〇パーセント、「未満」と付記する場合は、プラス〇パーセント。

三　混用率を示す数値が五の整数倍（百を除く。）である場合は、プラス・マイナス五パーセント以内（前号に掲げる場合を除く。）。

四　前各号に掲げる場合以外の場合は、毛又は羽毛の間にあってはプラス・マイナス五パーセント以内、それ以外にあってはプラス・マイナス四パーセント以内。

別表第六（第六条関係）

分類	繊維等の種類	指定用語
植物繊維	綿	綿
		コットン
		ＣＯＴＴＯＮ
	麻	麻
	亜麻	亜麻
		リネン
	苧麻（ちょま）	麻
		苧麻（ちょま）
		ラミー
	右記以外の植物繊維	「植物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
動物繊維	毛	毛
	羊毛	羊毛
		ウール
		ＷＯＯＬ
	モヘヤ	毛
		モヘヤ
	アルパカ	毛
		アルパカ
	らくだ	毛
		らくだ
		キャメル
	カシミヤ	毛
		カシミヤ

		毛	毛
		アンゴラ	アンゴラ
		その他のもの	毛
	絹		絹
			シルク
			ＳＩＬＫ
	右記以外の動物繊維		「動物繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
再生繊維	ビスコース繊維	平均重合度が四百五十以上のもの	レーヨン
			ＲＡＹＯＮ
		その他のもの	ポリノジック
			レーヨン
			ＲＡＹＯＮ
	銅アンモニア繊維		キュプラ
	右記以外の再生繊維		「再生繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）
半合成繊維	アセテート繊維	水酸基の九十二パーセント以上が酢酸化されているもの	アセテート
			ＡＣＥＴＡＴＥ
			トリアセテート
		その他のもの	アセテート
			ＡＣＥＴＡＴＥ
	右記以外の半合成繊維		「半合成繊維」の用語にその繊維の名称を示す用語又は商標を括弧を付して付記したもの（ただし、括弧内に用いることのできる繊維の名称を示す用語又は商標は一種類に限る。）